

社会福祉法人 進和福社会定款細則

(趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人進和福社会定款（以下定款という。）の施行に必要な事項を、同定款第40条の規定にしたがって定める。

(理事長の専決事項)

第2条 理事長は、定款第24条により次に掲げる事項を専決できるものとする。

- (1) 施設長を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- (4) 設備資金の借入にかかる契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負及び物品購入のうち次に掲げる事項
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品費等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分（当該取得金額等が、100万円を超えるもの等法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄（当該物品の評価額が100万円を超えるものを除く。）
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- (10) 寄付金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）

(施行)

第3条 この施行細則の施行に必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この施行細則は、平成13年4月1日から施行する。

この施行細則は、平成29年4月1日から施行する。